

消費税率引上げ問題が一段落する中、平成25年度税制改正として、金融税制一元化（一体課税）の議論がどこまで進展するのかが注目される。

筆者は、1997年に、政府税制調査会（当時）の金融課税小委員会（座長は本間正明大阪大学教授）の事務局として、わが国にはじめて「二元的所得税」という税制を紹介し、金融所得課税のあり方について、総合課税ではなく分離課税を柱とすることを提言した。その後も、金融税制一元化について、さまざまな機会をとらえて、世界の税制の流れである二元的所得税を踏まえながら進めていくことを発信してきた。

2006年のOECD租税委員会の報告書には、次のような記述がある（筆者要約）。

「あらゆる所得を発生ベースで足して累進課税するはずの包括的所得税が、現実には、政策的配慮に基づく課税ベースの脱漏の結果水平的不公平の問題を生じさせ、税収調達機能を低下させている。とりわけ、資本所得への課税については、高い限界税率を嫌ったキャピタルフライトを生じさせるとともに、実現まで課税されない課税繰延べを生じさせ、タックス・コンプライアンス・コスト、税務執行コストの増加を生じさせている。そこで、金融・資本所得は勤労所得より可動性が高いという相違を認識し、前者については分離して低率の比例税率を課すことにより、包括的所得税につきものの諸問題を緩和する税制である二元的所得税が世界の潮流となってきた」(Fundamental Reform of Personal Income Tax, OECD Tax Policy Studies No.13)。

わが国では、金融課税小委員会の報告以降、この議論を「金融所得一体課税」として展開してきた。具体的には、第1に、多様な金融商品を一括りにし、同じ課税制度・税率にすること。

これにより、金融商品間の中立性を確保し、複雑な所得分類からくるタックス・コンプライアンスの向上が図れ、新しい金融商品に対する税制上の取扱いが明確になる。

第2に、利子、配当、株式譲渡益等の金融所得間にわたる損益通算・損失繰越しを認めること。これにより、個人のリスクテイクを促進させる効果をもつ。他方で、租税回避防止のため、金融所得の損失と勤労所得との相殺は禁止する。

この観点から、2009年には上場株式の配当所得と株式譲渡損失との相殺が認められ、一体課税化は順調に進むと思われた。しかし、一体課税にすることより株式譲渡益等の軽減税率を優先するという政治決断がなされ、株式譲渡益・配当に10%の軽減税率が設定されて以降、一体課税化はストップした。ところが、2014年1月から優遇税制が終わり20%の本則税率に戻ることに、平成23年度税制改正大綱に記され、「経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施する」こととされた。金融

所得一体課税の議論が解禁されることになったのである。

当面必要なことは、一体課税する金融所得の範囲と、金融所得を得るための経費を法律で明確にすることである。

現行の所得税10分類はそのままにした上で、一体課税の対象となる金融所得という中間概念を租税特別措置法上に設け、所得ごと、商品ごとに法定し、該当する経費・損失の控除や損益通算を可能とするのである。

二元的所得税は、北欧からオランダ、オーストリア、ドイツへと広がり、主流の税制になりつつある。わが国も、資本に対する効率的な税制の構築という世界標準の税制に合わせるという見地に立ち、議論を早急に開始する必要がある。

